

# 大分県障がい者水泳連盟

## 報酬等支払規定

### 第1条（適用）

この規程は、役員等が総会の承認された事業・役務を行ない、職務を指示どおり遂行した場合の報酬等について定めたものである。

### 第2条（留意事項）

報酬等は、多額の経費を要するものであるので、自己管理を厳しくし、報酬等の範囲内で最大の効果を追求するものとする。

### 第3条（報酬等の定義）

本規程でいう報酬等とは連盟を代表し、それぞれの役務の果たすための最小限の経費の保障と考える。原則、ボランティア団体であることから、その時間に費やす生活の保障（会社の給与等の保障）は考えていない。

### 第4条（報酬等）

本規程でいう報酬等とは以下の各号のものをいう。

- ①委託費（労務費） ②講師・指導料

2. 報酬等は別表1を参照。

### 第5条（報告および精算）

報酬等の精算については、総会で承認後、事務局長に申請し精算しなければならない。また、報告については、次の総会で報告しなければならない。

### 第6条（その他）

本規程で処理できない場合は、その都度協議にて処理する。

## 付 則

この規則は平成31年 4月 1日から施行する。

この規則は令和 3年 4月 1日から施行する。

この規則は令和 5年 4月 1日から施行する。